

企 画 提 案 仕 様 書

1 業務名 令和7年度外来種対策事業（昆虫類・クモ類対策）

2 業務目的

県内においては、既に様々な外来種が侵入し、一部定着が確認されている。それらの状況を踏まえ、令和元年度までに、「沖縄県外来種対策指針」（以下「指針」という。）、「沖縄県対策外来種リスト」（以下「リスト」という。）及び「沖縄県外来種対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、本県の外来種対策を推進している。

本業務は、本県の生態系を保全するため、指針や行動計画等に基づき、外来種（昆虫類・クモ類対策）への対策を実施するものである。

3 業務期間

令和7年度～令和9年度（約3年間）

ただし、令和8年度及び令和9年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、県議会での令和8年度及び令和9年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としており、3年間の事業を保証するものではない。

令和7年度の履行期間は、契約を締結した日から令和8年3月31日までとする。

4 業務実施地域

沖縄県内

5 業務内容

(1) 業務実施計画書等の作成

業務目的を達成するため沖縄県環境部自然保護課（以下「県」という。）と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成すること。

(2) ヒアリ、アカカミアリのモニタリング等

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくヒアリ早期発見・防除計画」（以下「ヒアリ防除計画」という。）及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくアカカミアリ早期発見・防除計画」（以下「アカカミアリ防除計画」という。）に定められた目標（ヒアリ・アカカミアリの侵入防止）達成のため、ヒアリ、アカカミアリの侵入監視及び発見時の初期防除を行う。

ア 実施地域

ヒアリ防除計画及びアカカミアリ防除計画に基づき、沖縄県内の港湾や空港の周辺、保税蔵置場等において実施する。詳細については、本仕様書及び県の指示に従うものとする。

イ 調査等

(ア) ヒアリ、アカカミアリのモニタリング調査の実施

県内の港湾（那覇港、本部港、中城湾港、平良港、石垣港）や空港（那覇空港、石垣空港、宮古空港）の周辺を中心として、誘引剤トラップ調査方法等に基づくモニタリング調査を、全体で1回あたり7,000地点以上、年1回以上実施すること。設置地点等の詳細については、有識者の意見等を踏まえ、県と協議するものとする。

また、指定した実施場所以外でもモニタリング調査の必要性が生じた場合は、県と協議すること。

(イ) ヒアリ、アカカミアリの判別等

モニタリング調査によって回収したサンプルは、GC/MS（ガスクロマトグラフィー質量分析法）でヒアリ、アカカミアリの毒成分（ソレノプシン等）を化学的に分析する方法で確認するものとする。ヒアリ・アカカミアリの毒成分が検出された場合は、県と協議し、必要に応じ再分析を行うものとする。

(ウ) 初期防除等

モニタリング調査等によってヒアリ・アカカミアリの侵入・定着が確認された場合は、速やかに「沖縄県ヒアリ総合対策マニュアル（Ver.2.0）」等に基づき、関係機関への連絡を行うとともに発見場所周辺での初期防除等を実施すること。

(エ) 関係者向け同定研修の実施

県内3カ所（沖縄島、宮古島、石垣島）において、関係機関（保健所、環境省沖縄奄美自然環境事務所、市町村、関係事業者等）の職員を対象としたヒアリの同定研修会を各地域で1回以上開催すること。

(3) ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリの初期防除及びモニタリング等

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくハヤトゲフシアリ防除計画」（以下「ハヤトゲフシアリ防除計画」という。）及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくアルゼンチンアリ早期発見・防除計画」（以下「アルゼンチンアリ防除計画」という。）等に定める防除目標の達成のため、モニタリングや侵入監視、発見時の初期防除を行うこと。

ア 実施地域

ハヤトゲフシアリ防除計画及びアルゼンチンアリ防除計画等に基づき、決定された地域において実施すること。詳細については、本仕様書及び県の指示に従うものとする。

イ モニタリング及び初期防除

県内の港湾（那覇港、本部港、中城湾港、平良港、石垣港）や空港（那覇空港、石垣空港、宮古空港）の周辺を中心として、掃除機等を用いたアリ類の吸引・採集による侵入監視を行う500m区間を一つのサンプルとし全体で200地点以上、年1回以上実施すること。設置地点等の詳細については、有識者の意見等を踏まえ、県と協議するものとする。また、指定した実施場所以外でもモニタリング調査の必要性が生じた場合は、県と協議すること。

採集したサンプルについては、顕微鏡を用いた種の同定を行うこと。

ウ コカミアリの判別等

GC/MS（ガスクロマトグラフィー質量分析法）でコカミアリの成分を化学的に分析する方法を検討する。

エ 初期防除等

モニタリング調査等によってハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリが確認された場合は、速やかに関係機関への連絡を行うとともに発見場所周辺での初期防除等を実施すること。

(4) サイカブト（タイワンカブトムシ）の防除等

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくサイカブト（タイワンカブトムシ）防除計画」（以下「サイカブト（タイワンカブトムシ）防除計画」という。）に定める防除目標の達成のため、防除等を行うこと。

ア 実施地域

サイカブト（タイワンカブトムシ）防除計画に基づき、大東諸島において実施する。詳細については、本仕様書及び県の指示に従うものとする。

イ ビロウ被害木のモニタリング及びフェロモントラップによる捕獲効果の評価

大東諸島において、既存調査研究資料の収集や現地確認等により、サイカブトによるビロウ林の被害状況のモニタリングを実施すること。また、環境省や地元行政機関、関係団体等と協力の上で、フェロモントラップによるサイカブトの捕獲を行うこと。

サイカブトの捕獲結果やビロウ林の被害状況等から、トラップによる捕獲効果の検証を行うこと。

ウ 地域住民への普及啓発

サトウキビの残渣や堆肥の野積み除去の必要性について、普及啓発を行うこと。

また、対策への理解と協力が得られるよう、地域住民に対する本事業の趣旨の周知を行うこと。

(5) セアカゴケグモのモニタリング調査の実施

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくセアカゴケグモ防除計画」（以下「セアカゴケグモ防除計画」という。）に定める防除目標の達成のため、セアカゴケグモの侵入監視及び

発見時の初期防除を行うこと。

ア 実施地域

セアカゴケグモ防除計画に基づき、決定された地域において実施する。詳細については、本仕様書及び県の指示に従うものとする。

イ 調査による生息域の把握

(ア) モニタリング調査

県内の港湾（那覇港、本部港、中城湾港、平良港、石垣港）や空港（那覇空港、石垣空港、宮古空港）の周辺を中心として、目視調査等によるセアカゴケグモの侵入監視を実施すること。調査地点等の詳細については、有識者の意見等を踏まえ、県と協議するものとする。また、指定した実施場所以外でもモニタリング調査の必要性が生じた場合は、県と調整すること。

(イ) 初期防除等

モニタリング調査等によってセアカゴケグモの侵入・定着が確認された場合は、速やかに発見場所周辺での初期防除等を実施するものとする。

(6) ヤエヤママドボタルの防除等

行動計画及び「沖縄県外来種対策行動計画に基づくヤエヤママドボタル防除計画」（以下「ヤエヤママドボタル防除計画」という。）に定める目標の達成のため、防除等を行うこと。

ア ヤエヤママドボタルが定着する希少な陸産貝類の重要な生息地（以下「重点地域」という。）における防除

(ア) 重点地域を設定し、誘引トラップ、化学的防除等の方法により、ヤエヤママドボタルの防除を行うこと。化学的防除を行う際は、専門家等へヒアリングを実施し、薬剤の種類や使用方法、使用可能環境等を十分に検討した上で、関係法令を遵守し、防除を実施すること。

(イ) 重点地域でヤエヤママドボタルを排除した場合は、周辺地域からの再侵入を監視するため、モニタリングを行うこと。侵入が再確認された場合は、再度防除を行うこと。

イ 未定着地域における希少な陸産貝類の重要な生息地（警戒地域）の監視及び早期除去

警戒地域を設定し、ヤエヤママドボタルの侵入状況調査等を実施すること。本種の侵入を確認した場合は、侵入状況や侵入経路、希少な陸産貝類の生息状況を確認するとともに、必要に応じて防除を実施すること。

ウ 効果的な防除手法の開発について

(ア) ヤエヤママドボタルの防除には、フェロモン剤を用いた方法が有効であると考えられていることから、フェロモンを活用した本種の防除技術開発の情報を収集し、活用可能であれば本事業において当該技術を活用した防除を行うこと。

(イ) その他、有効な防除手法について情報収集するとともに、県と協議の上で、検討・実施すること。

エ ヤエヤママドボタルの拡散防止対策

ヤエヤママドボタルは、植栽等に紛れて拡散すると考えられることから、園芸関連団体や事業者等に対して、本種の拡散防止に係る普及啓発を実施するとともに定着地域に存在する苗畑における生息状況調査を実施し、必要に応じて対策を行うこと。

(7) 他の昆虫類・クモ類の緊急防除等

リストに定める他の昆虫類・クモ類や生態系への影響が大きい昆虫類・クモ類の侵入・定着が確認された場合は、専門家等の意見も踏まえて県と協議し、必要に応じて緊急的な防除や調査を行うものとする。

(8) 防除及び管理体制

ア 管理技術者は、昆虫類・クモ類に関する生態学分野等において大学院を修了した者、もしくは、ヒアリ等の外来昆虫類の防除事業に技術者として従事した実績（3年以上）を有する者とし、沖縄に常駐できる者を1名以上配置すること。

また、GC/MSによる昆虫類の分析の実績を有する者を担当技術者として1名以上配置すること。

イ 作業従事者の管理・指導、関係機関や地元住民との調整、データ管理等のために監督員を配

置すること。

ウ 作業従事者の中でリーダーを選出すること。リーダーは、各班の統率及びデータのチェックを行い、監督員に報告すること。監督員は、これらのデータを適切に処理し、適宜県に報告すること。

エ 監督員は、防除作業等を効率的に進めるために、作業員への指導、技術力の向上、効率的な防除やモニタリング法の開発や導入試験、現場ミーティングの資料作成なども同時に行うこととする。また、必要に応じて、全体ミーティングを行い、作業状況の情報を共有し、作業従事者と監督員が意見交換を行う場を設けること。

オ 安全管理については十分に留意し、年1回以上の安全講習会を実施すること

カ 台風の接近等野外での作業実施が極めて危険（警報発令等）と考えられる場合は、担当職員と協議の上、作業を中止するものとする。

キ 安全管理については十分に留意し、年1回以上の安全講習会を実施する。

(9) 不明昆虫・クモ類の種同定について

住民等から県に持ち込まれる種不明の昆虫・クモ類等について、同定を行うこと。

(10) 防除状況等報告

調査実施後、適宜防除状況等を県に報告すること。また、防除業務等を改善する必要が生じた場合も協議するものとし、管理技術者は全ての協議に原則参加すること。

(11) データの集計・解析等

調査状況、作業効率等について、以下のとおり整理し、分析するとともにその結果について評価すること。

データの分析にあたっては、沖縄県の実施した過去のデータ等と比較検討すること。

ア 調査日時、天候、気温、設置・回収数、アリ採集割合等の基本的事項を調査箇所単位で取りまとめること。

イ 上記アのデータや作業効率について検討を行い、課題点を抽出するとともに調査手法等に反映させ、事業全般を取りまとめること。

(12) 作業部会の設置・運営、普及啓発

ア 作業部会

昆虫類・クモ類対策の実施にあたっては、3名以上の専門家を含めた作業部会を年2回以上開催して検討するものとする。

なお、作業部会委員の人選については、県と協議の上、決定するものとする。

また、別途設置される外来種対策事業検討委員会において、本事業の実施状況を報告すること。

イ 普及啓発

(ア) 本事業の成果については、可能な限り学会等で成果を公表すること。

(イ) 環境フェア等の環境に関するイベントにおける出展やパネル展示等において、一般向けの普及啓発も積極的に行うこと。

(ウ) 上記環境フェアやイベント等に使用、展示が可能な資料や映像を必要に応じて作成するものとする。また、具体的な内容については、県と協議の上で作成すること。

(13) その他

ア 調査・捕獲手法の改良等

新たに得られた知見や技術等があった場合は、捕獲・調査手法改良を行うものとするが、実施にあたっては県と十分協議するものとする。

イ 回収、処分方法及び記録

防除個体は、必要に応じて捕獲場所、捕獲数量、写真等を記録するとともに、適正に処理する。

ウ 住民への周知

地域住民に対して業務実施前に業務内容等について周知を行う等十分配慮するとともに、作業実施期間中は、常時身分証を携帯する。

(14) 自由提案

その他、本事業の目的を達成するために必要と思われる取組を自主提案すること。

6 業務実施結果の取りまとめ

上記 5 の業務実施結果について取りまとめること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い当区別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

ウ 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

8 留意事項（業務実施に必要な事項）

(1) 土地への立入等、防除等実施に関して必要な調整・手続きを行うこと。

(2) 事業実施にあたって、備品（10 万円以上の物品）及び 1 万円以上の図書を購入する場合は、事前に県と協議すること。また、納品日から 10 日以内に、県に購入報告を行うこと。

(3) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。

(4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

(5) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(6) 県と協議の上、業務を実施するものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではない。

9 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

(1) 保存用報告書（A 4 版、カラー印刷） 2 部

(2) 公開用報告書（A 4 版、カラー印刷） 10 部

(3) 原稿一式（電子媒体）

格納媒体は、CD-R や DVD 等とし、以下の扱いによるものとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

ア OS は Microsoft 社 Windows10 形式で表示可能とする。

イ 格納する成果物は、以下のソフトで作成されたものとする。

- (ア) 文字は、ワープロソフト（Microsoft 社 Word2008 以上）で作成されたものとする。
- (イ) 計算表は、表計算ソフト（Microsoft 社 Excel2008 以上）で作成されたものとする。
- (ウ) 画像については、BMP 形式又は JPEG 形式とする。
- (エ) GIS は、Arc View 10.2（Environmental Systems Research Institute 社）を用いるものとする。
- ウ 上記イの原稿一式に加え、以下も成果物として加えること。
 - (ア) PDF ファイル形式としたもの。
 - (イ) 写真やイラスト等の画像部分を、GIF や JPEG 等のファイル形式としてまとめたもの。
 - (ウ) 業務実施に伴って得た写真、動画、位置情報をファイル形式としてまとめたもの。
- エ 成果報告書を取りまとめる際には、事前に内容について県と協議すること。また、保存用報告書及び公開用報告書については、必要に応じて捕獲個体の写真及び捕獲場所の位置情報（Excel データでの一覧表等）を掲載すること。

10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 その他

- (1) 経費の積算において、一般管理費は、

$$\left(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費} \right) \times 10 / 100$$
 以内とする。
- (2) 上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (3) 請負者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。